

高機能換気設備等導入支援事業費補助金に関するQ & A

(令和2年11月2日現在)

※本Q&A集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。(該当箇所は色付け)

目次

1 補助対象事業・補助対象事業者について

- (1) どういった事業が対象になりますか。 … 3
- (2) どういった事業者が対象になりますか。 … 3
- (3) どういった経費が対象になりますか。 … 3
産業・業務用施設とは、具体的にどのようなものですか。
- (4) また、住宅や公共施設は対象になりますか。 … 3
公共施設の一部を借りて事業を営んでいる事業者は対象になりますか。
- (5) 高機能換気設備とはどのようなものですか。 … 4
また、高効率空調・照明設備等とはどのようなものですか。
- (6) 高機能換気設備等を導入する上での要件はありますか。 … 4
- (7) 高機能換気設備のみの導入は対象になりますか。 … 4
- (8) 高機能換気設備の更新は対象になりますか。 … 4
- (9) 取扱要領の「その他設備」とは、具体的にどのようなものですか。 … 4
- (10) 取扱要領の「単価30万円以上(工事費を除く)の設備」の30万円は税込みですか。また、工事費を含みますか。 … 5
高機能換気設備の設置工事費は対象となりますか。
- (11) また、既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。 … 5
- (12) 補助対象外経費とは具体的にどのようなものですか。 … 5
- (13) 住宅と共用する事務所については、どのように費用計上すればいいですか。 … 5
- (14) 新築の事務所、店舗への設備導入は対象となりますか。また、いわゆる居抜き物件を取得し、設備更新をする場合は対象となりますか。 … 5

2 申請について

- (1) 申請に必要な書類はどこに提出したらいいですか。 … 6
- (2) 申請受理の証明書は発行されますか。 … 6
- (3) 申請書類を返却してもらうことはできますか。 … 6
- (4) 一事業者で複数の応募はできますか。また、他の補助金と併用することはできますか。 … 6
- (5) 申請時には、どのような書類を準備したらいいですか。 … 6
- (6) 決算書もしくは確定申告書はなぜ必要ですか。 … 7
- (7) 設備が古い場合やオーダーメイドの場合に設備の仕様が分からない場合どうしたらいいですか。 … 7
- (8) 交付申請した内容を変更したい場合はどのようにしたらいいですか。 … 7

(9)	事業の途中で事業計画が変更した場合に、変更申請を提出すれば、当初の交付決定額を増額することはできますか。	… 7
(10)	先着順とあるが、県の予算が上限に達した時点で郵送していた場合、どのような扱いとなるのか。	… 7
3 補助金の支払いについて		
(1)	実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。	… 7
(2)	請求書はどこに提出したらいいですか。	… 8
(3)	事業を実施するにあたり、資金が不足しています。補助金を概算払いで受け取って事業を実施することはできますか。	… 8
4 その他		
(1)	複数事業所、店舗を補助対象事業の対象とする場合、事業所、店舗ごとにCO ₂ 排出量の削減が必要ですか。	… 8
(2)	複数事業所、店舗を補助対象事業の対象とする場合、事業所、店舗ごとに高機能換気設備の導入が必要ですか。	… 8
(3)	複数事業所、店舗を対象とする場合、事業所、店舗ごとに補助上限額は1,000万円となりますか。	… 8
(4)	件数はどの程度を想定していますか。	… 8
(5)	補助対象事業が完了した後、書類はどのようにしたらよいか。	… 9

1 補助対象事業・補助対象事業者について

(1)	どういった事業が対象になりますか。
-----	-------------------

- 愛知県内の産業・業務用施設に対し、高機能換気設備の導入及び空調・照明設備等の更新により、対象室内の必要換気量を満たすとともに、導入前の施設全体に比してCO₂排出量を削減する事業が対象となります。

ただし、他の助成・補助事業として採択された事業の経費は、補助対象から除きます。

なお、原則、交付決定日以降に補助対象事業の契約をしてください。

(2)	どういった事業者が対象になりますか。
-----	--------------------

- 中小企業信用保険法第二条に記載のある中小企業者（個人事業主含む）や、大企業のほか、学校法人、医療法人、信用金庫、信用組合等についても対象となります。
- なお、ただし、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する団体は補助対象外となります。

(3)	どういった経費が対象になりますか。
-----	-------------------

- 補助対象事業の期間中（補助事業の交付決定を受けた日から2021年3月31日まで）において、補助対象事業に関して支出した経費となります。詳細については高機能換気設備等導入支援事業費補助金交付要綱の別表1をご確認ください。

(4)	産業・業務用施設とは、具体的にどのようなものですか。 住宅や公共施設は対象になりますか。 公共施設の一部を借りて事業を営んでいる事業者は対象になりますか。
-----	---

- 産業用施設とは工場、事務所などで、業務用施設とはスーパー、ホテル、飲食店の他、小売店、フィットネスクラブ、結婚式場、理美容室、病院などです。
- 産業・業務施設を対象としているため、住宅や公共施設についてはいずれも対象外となります。

- 公共施設の一部を借りて事業を営んでいる事業者は、施設管理者の許可を得るとともに、導入する補助対象設備の所有権が事業者に帰属するときに限り、対象となります。なお、補助金を交付された事業者が公共施設から退去するなど、高機能換気設備等導入支援事業費補助金交付要綱第13条に定める財産処分の制限期間内に移転、譲渡、処分等を行う場合は補助金の返還対象となりますので、ご注意ください。

(5)	高機能換気設備とはどのようなものですか。 また、高効率空調・照明設備等とはどのようなものですか。
-----	---

- 高機能換気設備とは、空気を直接交換する一般的な換気設備・換気扇と異なり、外気と内気の熱交換を行うことで室内の温度変化を抑制しつつ、換気を行うことができる換気設備です。

また、高効率空調・照明設備等とは、エアコン・LED等のことで、省エネ基準のある設備は省エネ基準を満たすなど、更新前の設備よりもエネルギー消費効率が高いものです。

(6)	高機能換気設備等を導入する上での要件はありますか。
-----	---------------------------

- 高機能換気設備の導入は必須となります。
- 空調設備、照明設備、その他設備は更新することでCO₂排出量を削減する必要があります。（空調設備、照明設備、その他設備の新設、増設は対象外です。）
- 詳細は、高機能換気設備等導入支援事業費補助金交付要綱及び取扱要領をご確認ください。

(7)	高機能換気設備のみの導入は対象になりますか。
-----	------------------------

- 高機能換気設備を導入することで、CO₂排出量が削減できる場合は補助対象となります。

(8)	高機能換気設備の更新は対象になりますか。
-----	----------------------

- 高機能換気設備は新設だけでなく、本補助金の要件を満たす換気設備への更新も対象となります。

(9)	取扱要領の「その他設備」とは、具体的にどのようなものですか。
-----	--------------------------------

- 工事費を除いて単価 30 万円以上で、据え付け又は据え置く設備です。
例えば、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ等です。
- 既存設備の更新によるCO₂排出量の削減を想定しているため、太陽光発電設備や蓄電池は対象外となります。

(10)	取扱要領の「単価 30 万円以上（工事費を除く）の設備」の 30 万円は税込みですか。また、工事費を含みますか。
------	--

- 単価 30 万円は税込み価格です。なお、工事費は 30 万円に含みません。

(11)	高機能換気設備の設置工事費は対象となりますか。 また、既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。
------	---

- 高機能換気設備等の設置に不可欠な工事費は補助対象となります。なお、既存設備の撤去に係る工事費は、対象になりません。
- 設備更新の場合は、「撤去に係る工事費」と「設備導入に係る工事費」とは切り分けた上で、「設備導入に係る工事費」のみを対象とします。

(12)	補助対象外経費とは具体的にどのようなものですか。
------	--------------------------

- 補助対象外経費の例は以下のとおりです。
- ・ 補助金交付決定が行われる以前に係る経費（事前調査費等）
 - ・ 既存設備・システムの解体、撤去、移設、廃棄・処分に係る経費
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費
 - ・ 予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
 - ・ 官公庁等への申請・届出等に係る経費
 - ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- 等

(13)	住宅と共用する事務所については、どのように費用計上すればいいですか。
------	------------------------------------

- 産業・業務施設を対象としているため、住宅にあたる部分の事業については対象外になります。両方に関係する場合は按分して、産業・業務施設部分について費用計上してください。

(14)	新築の事務所、店舗への設備導入は対象となりますか。また、いわゆる居抜き物件を取得し、設備更新をする場合は対象となりますか。
------	---

- 新築の事務所、店舗での設備導入は対象となりません。
いわゆる居抜き物件を取得し、設備更新をする場合は対象となります。

2 申請について

(1)	申請に必要な書類はどこに提出したらいいですか。
-----	-------------------------

- 交付申請書、変更承認申請書、中止（廃止）承認申請書、実績報告書は以下の提出先に郵送にて提出してください。

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目 12 番 3 号 AD ビル

株式会社東海アドエージェンシー 内「高機能換気設備等導入補助金受付窓口」

- 取下届出書、事故報告書は以下の提出先に郵送にて提出してください。

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県環境局地球温暖化対策課温暖化対策グループ

(2)	申請受理の証明書は発行されますか。
-----	-------------------

- 受理証明書は発行しません。ただし、Web ページに掲載している「申請書類等確認票」を株式会社東海アドエージェンシー内「高機能換気設備等導入補助金受付窓口」に提出することで、書類の到着を書面にて確認することは可能です。

(3)	申請書類を返却してもらうことはできますか。
-----	-----------------------

- 申請書類の返却は行いません。必要に応じて、提出前に申請書一式のコピーをお願いします。

(4)	一事業者で複数の応募はできますか。また、他の補助金と併用することはできますか。
-----	---

- 一事業者で複数の応募は可能ですが、一事業者の補助限度額は 1,000 万円です。なお、様式として定めた事業計画書、CO₂ 排出削減量計算シート、事業実績書については事業所ごとに記載し、提出してください。

(5)	申請時には、どのような書類を準備したらいいですか。
-----	---------------------------

- 事業計画書、CO₂ 排出削減量計算シートといった所定の様式のほか、見積書（2 通）、設備のカタログ、仕様書等です。
- 詳細は、高機能換気設備等導入支援事業費補助金交付要綱の様式に記載してありますのでご確認ください。

(6)	決算書もしくは確定申告書はなぜ必要ですか。
-----	-----------------------

- 事業を行っていることを確認するため必要となります。

(7)	設備が古い場合やオーダーメイドの場合に設備の仕様が分からない場合どうしたらいいですか。
-----	---

- 原則、新旧の設備について根拠となる資料（カタログ等）を添付してください。
- なお、旧設備について、カタログ等根拠資料が用意できない場合は、同等製品の資料を添付することも可とします。

(8)	交付申請した内容を変更したい場合はどのようにしたらいいですか。
-----	---------------------------------

- 高機能換気設備等導入支援事業費補助金交付要綱に定めた変更承認申請書に、必要な書類を添えて提出してください。

(9)	事業の途中で事業計画が変更した場合に、変更申請を提出すれば、当初の交付決定額を増額することはできますか。
-----	--

- 一度交付決定した金額の増額はできません。

(10)	先着順とあるが、県の予算が上限に達した時点で郵送していた場合、どのような扱いとなるのか。
------	--

- 補欠として受付けます。ただし、交付決定、補助金の交付を確約するものではありません。

3 補助金の支払いについて

(1)	実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。
-----	-----------------------------------

- 実績報告書の提出状況によって異なりますが、実績報告書の審査終了後概ね1か月から2か月程度を要します。

流れとしては、実績報告書の提出を受けた後、書類審査を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。確定通知に基づき、補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。

(2)	請求書はどこに提出したらいいですか。
-----	--------------------

- 請求書は以下の提出先に郵送にて提出してください。
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県環境局地球温暖化対策課温暖化対策グループ

(3)	事業を実施するにあたり、資金が不足しています。補助金を概算払いで受け取って事業を実施することはできますか。
-----	---

- 実績報告をいただき、県が額の確定した後の支払いとなるため、概算払いによる事業の実施はできません。

4 その他

(1)	複数事業所、店舗を補助対象事業の対象とする場合、事業所、店舗ごとにCO ₂ 排出量の削減が必要ですか。
-----	--

- 事業所、店舗ごとにCO₂排出量の削減が必要になります。

(2)	複数事業所、店舗を補助対象事業の対象とする場合、事業所、店舗ごとに高機能換気設備の導入が必要ですか。
-----	--

- 事業所、店舗ごとに高機能換気設備の導入が必要になります。

(3)	複数事業所、店舗を対象とする場合、事業所、店舗ごとに補助上限額は1,000万円となりますか。
-----	--

- 補助限度額は、一事業所、店舗ごとではなく、一事業者あたりの補助上限額となります。

(4)	件数はどの程度を想定していますか。
-----	-------------------

- 申請状況により変動します。県 Web ページで受付状況を更新しますので適宜ご確認ください。

県 Web ページ URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/147944.html>

(5)	補助対象事業が完了した後、書類はどのようにしたらよいか。
-----	------------------------------

- 本事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を交付対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておく必要があります。

また、本事業は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しているため、会計検査院の会計実地検査の対象となる場合があります。